武蔵剣友会規約

第1条 (名称)

本会は武蔵剣友会と称し、ふじみ野市剣道連盟の下部組織とする。

第2条 (目的)

本会は、剣道を通し心身の鍛錬と、青少年の健全な育成に寄与すると共に会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 (会員)

- 1、本会の会員は、小・中・高校生は保護者承認の上、所定の手続きにより その資格を得たものとする。
- 2、剣道愛好者、及び有志とする。

第4条 (役員)

役員は総会において会員の中より会長1名、副会長1名、監査1名、事務局1名を選出する。

第5条 (役員の任期)

役員の任期は、1年とし再任を妨げない。

第6条 (役員の選出)

会長は、会員の中から副会長・監査・事務局を任命する。

第7条 (役員の任務)

- 1、会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3、事務局は、本会の庶務及び会計事務を行う。
- 4、監査は年度ごとに会計監査を行う。
- 5、規約以外の定めに関しては役員会に諮って定める。

第8条 (会議)

総会は原則として年1回総会を行う。必要と認められる場合、会長は臨時総会を 開く事が出来る。

第9条 (会計)

本会の経費は会費、寄付、その他の収入を以て充てる。

第10条 (入会金、及び会費)

- 1、入会金1人 1,000円 (永年)
- 2、会費1人 月額500円 (70歳以上 月額300円)とする。 月額会費は1年分先払いとし途中休会、退会時も返却しないものとする。 剣道部所属の中学・高校生及び準会員は年2,000円とする

第11条 (会計年度)

毎年4月1日始まり翌年3月31日に終わる。

附則

この規約は、令和4年2月1日から実施する。